【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年７月29日
【会社名】	株式会社 東研
【英訳名】	TOHKEN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　春 山　安 成
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目７番１号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目８番16号)

１　【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長春山安成は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

２　【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年4月30日を基準日として行われることとなっており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠することとしております。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行うこととしております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲ついては、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね２／３に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

しかしながら、「３　評価結果に関する事項」に記載しているとおり、当社は過去数年に亘る財務諸表等決算の訂正を行うこととなり、その訂正及び監査対応並びに内部統制の再構築に相当の時間を要することとなったため、上記の方針に基づいて必要と認められた評価対象範囲について、当社のすべての評価手続きを実施することができず、評価を完了することができませんでした。

３　【評価結果に関する事項】

当社は、当事業年度中において重要な評価手続きを実施することができなかったことから、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断いたしました。

実施できなかった重要な評価手続及びその理由は以下のとおりであります。

・全社的な内部統制の評価手続

・決算・財務報告プロセスに係る内部統制の評価手続

・業務プロセスに係る内部統制の評価手続

過年度に亘り不適切な会計処理が行われていたとの疑義が生じたことを受け、社内調査委員会及び第三者による外部調査委員会（第三者委員会）を設置し、調査を行ってまいりました。調査の結果、有価証券報告書の縦覧期間である５年、平成18年４月期中間期から平成23年４月期第３四半期までの範囲について財務諸表等の決算訂正を行い公表しております。過年度に亘る決算訂正、不適切な会計処理の全容解明及び両調査委員会よりの提言を踏まえて全社統制をはじめとして、販売プロセス全般の不備を改善する必要があるため、その策定に時間を要し、当事業年度中において重要な評価手続きを実施することができませんでした。

４　【付記事項】

該当事項はありません。

５　【特記事項】

該当事項はありません。